袖ケ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例（平成７年３月30日条例第１号）

最終改正:平成30年12月20日条例第43号
改正内容:平成30年12月20日条例第43号

〇袖ケ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例
平成７年３月30日条例第１号
改正
平成８年12月25日条例第20号
平成12年３月29日条例第25号
平成30年12月20日条例第43号

袖ケ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例

目次
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　水道水源保全地域の指定等（第８条）
第３章　排水基準等（第９条―第12条）
第４章　対象事業場の届出等（第13条―第21条）
第５章　承継（第22条）
第６章　報告及び立入検査等（第23条―第25条）
第７章　雑則（第26条―第27条）
第８章　罰則（第28条―第30条）
附則

第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、水道水源を保全することが必要な地域において、水質の汚濁を防止して清浄な水を確保するために必要な措置を講ずることにより、小櫃川流域に係る水道水源の保全を図り、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　水道水源　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第２条第１項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）のうち、水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第３条第１項に規定する水道により供給される水をいう。）の原水として取水施設により取り入れられる水域をいう。
（２）　水道水源保全地域　小櫃川流域に係る水道水源及び上流域において水を保全することが必要な地域をいう。
（３）　対象事業場　次に掲げる事業場をいう。
ア　ゴルフ場（面積が１ヘクタール以上であるもの。ただし、ホール数が９未満であり、かつ、市長が水道水源の水質を汚濁するおそれがないと認めたものを除く。）
イ　廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第５条第２項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同施行令第７条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。）
（４）　排出水　公共用水域に排出される水をいう。

（市の責務）
第３条　市は、施策を通じて水道水源を保全するため必要な措置を講じなければならない。
２　　市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力その他必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）
第４条　事業者は、事業活動を行うに当たり、水道水源を保全するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　　事業者は、水道水源を保全するための市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）
第５条　市民は、水道水源を保全するための市の施策に協力しなければならない。

（相互協力）
第６条　市、事業者及び市民は、水道水源の保全の推進に当たっては、相互に協力しなければならない。

（啓発活動）
第７条　市長は、水道水源の保全に係る知識の普及及び意識の高揚を図るため必要な措置を講じなければならない。

第２章　水道水源保全地域の指定等
（水道水源保全地域の指定等）
第８条　市長は、水道水源保全地域を指定するものとする。
２　　市長は、前項の水道水源保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、袖ケ浦市環境条例（平成11年条例第21号）第52条に規定する袖ケ浦市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　　市長は、第１項の規定により水道水源保全地域を指定したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
４　　前２項の規定は、市長が水道水源保全地域を変更し、又は解除しようとする場合において準用する。

第３章　排水基準等
（排水基準）
第９条　市長は、水道水源保全地域における排出水の汚染状態についての排水基準を規則で定めるものとする。

２　　対象事業場のうちゴルフ場の排水基準は、農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）による汚染状態に関し、排出水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに定める許容限度とする。
３　　対象事業場のうち、廃掃法施行令第５条第２項並びに第７条第14号ロ及びハに規定する廃棄物最終処分場の排水基準は、農薬による汚染状態にあっては、排出水に含まれる当該農薬の量についてその種類ごとに定める許容限度とし、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる当該物質の量についてその種類ごとに定める許容限度とする。
４　　市長は、第１項の規定により排水基準を定める場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
５　　前項の規定は、排水基準を変更しようとする場合において準用する。

（生活排水対策）
第10条　水道水源保全地域において生活排水を排出する者は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置を採るべきこととされている場合を除き、合併処理浄化槽等市長が水質浄化に有効と認める設備の整備に努めなければならない。
２　　水道水源保全地域において生活排水を排出する者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するように努めなければならない。

（事業活動に伴う排水対策）
第11条　水道水源保全地域において事業活動に伴う汚水等を排出する者は、汚水処理施設等市長が水質浄化に有効と認める設備の整備に努めなければならない。
２　　水道水源保全地域において事業活動に伴う汚水等を排出する者は、公共用水域の水質に対する汚水等による汚濁の負荷を低減するように努めなければならない。

（水量の保全）
第12条　市、事業者及び市民は、水道水源の水量の保全のため地下水のかん養に努めなければならない。

第４章　対象事業場の届出等
（事前協議）
第13条　水道水源保全地域において、対象事業場の設置又は規則で定める構造等の変更（以下「対象事業場の設置等」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した協議書により、あらかじめ市長と協議しなければならない。
（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（２）　対象事業場の名称及び所在地
（３）　対象事業場の種類
（４）　特定施設（水濁法第２条第２項に規定する特定施設をいう。）の有無及びその種類
（５）　廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第８条第１項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第１項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類
（６）　対象事業場の施設の構造
（７）　対象事業場の施設の使用の方法
（８）　汚水等の処理の方法

（９）　排出水の汚染状態及び量
(10)　排出水に係る用水及び排水の系統
(11)　着工、完成及び使用開始の予定年月日
２　　市長は、前項に規定する事前協議がなされたときは、必要な助言及び指導をすることができる。

（対象事業場の設置等の届出）
第14条　水道水源保全地域において、対象事業場の設置等をしようとする者は、前条第１項各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

（住民説明会及び意見等）
第15条　対象事業場の設置等の届出をしようとする者は、対象事業場の事業内容、事業活動に係る水道水源に及ぼす影響及びその防止対策について、規則で定める対象事業場計画地域周辺の住民等に説明会を実施しなければならない。
２　　前項に規定する説明会を実施したときは、当該事項に係る報告書を対象事業場の設置等の届出の際に添付しなければならない。

（計画変更命令）
第16条　市長は、第14条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る排出水が排水基準に適合しないと認めるときは、届出のあった日から60日以内に限り、当該届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更を命ずることができる。

（実施の制限）
第17条　第14条の規定による届出をした者は、その届出をした日から60日を経過した後でなければ、当該届出に係る対象事業場の設置等をしてはならない。
２　　市長は、第14条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（対象事業場の使用廃止等の届出）
第18条　第14条の規定による届出をした者は、その届出に係る対象事業場の使用を廃止し、又は第13条第１項第１号から第10号までに定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第13条第１項に規定する対象事業場の設置等に該当する変更は、この限りでない。

（排水基準の遵守）
第19条　水道水源保全地域において対象事業場を設置している者（以下「対象事業者」という。）は、排水基準を遵守しなければならない。

（改善命令等）
第20条　市長は、対象事業者が、対象事業場の排水口において、排水基準に適合しない排出水を排水したとき又は排水するおそれがあると認めたときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該事業場につき必要な改善を命ずることができる。

（排出水の測定等）
第21条　対象事業者は、規則で定めるところにより、排出水並びに廃棄物最終処分場にあっては排出水及び地下水（以下これらを「排出水等」という。）の汚染状態を測定し、当該結果を記録し、及び保存しておかなければならない。
２　　対象事業者のうち対象事業場において農薬を使用するものは、その使用量を可能な限り削減するよう努めるとともに、年間使用計画を策定し、当該使用状況を記録し、及び保存しておかなければならない。
３　　対象事業者は、規則で定めるところにより、前２項に定める排出水等の測定結果並びに農薬の年間使用計画及び使用状況を市長に報告しなければならない。
４　　対象事業者は、公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、対象事業場の排水口の位置その他排出水の排水の方法を適切にしなければならない。

第５章　承継

（承継）
第22条　第14条の規定による届出をした者から当該届出に係る対象事業場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。
２　　第14条の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
３　　前２項の規定により、その地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第６章　報告及び立入検査等

（報告）
第23条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業者（対象事業場の設置又はその構造等の変更に着手している者を含む。）に対し、排出水の汚染状態その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査）
第24条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、市職員をして、対象事業場に立ち入り、施設その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
２　　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
３　　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導等）
第25条　市長は、水道水源保全地域において排出水を排出する者に対し、水道水源の水質を保全するために必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、市長はその者に対して、排出水の汚染状態その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第７章　雑則
（汚濁防止のための要請等）
第26条　市長は、水道水源の水質を保全するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、水道水源の水質の汚濁の防止に関し、意見を述べ、又は適当な措置を講ずべきことを要請することができる。

（委任）
第27条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第８章　罰則
（罰則）
第28条　第16条又は第20条第１項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。
第29条　次の各号の一に該当する者は、５万円以下の罰金に処する。
（１）　第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第17条第１項の規定に違反した者
（３）　第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
（４）　第24条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）
第30条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則
（施行期日）
１　　この条例は、平成７年９月１日から施行する。ただし、第８条及び第９条の規定は、平成７年４月１日から施行する。

（経過措置）
２　　この条例の施行の際に、現に水道水源保全地域において、対象事業場を設置している者（関係法令の許可又は届出の手続き等を行っている者を含む。）については、第14条の規定による届出をしたものとみなす。
３　　この条例の施行の際に、現に水道水源保全地域において、対象事業場を設置している者（関係法令の許可又は届出の手続き等を行っている者を含む。）については、第16条、第17条及び第20条の規定は、この条例の施行の日から３年を経過する日までの間は、適用しない。

附則（平成８年条例第20号）
この条例は、平成９年７月１日から施行する。

附則（平成12年条例第25号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附則（平成30年12月20日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。